

議第43号

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年6月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

国民健康保険法施行令の改正等に伴い改正しようとする。

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高山市国民健康保険条例（昭和56年高山市条例第47号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 世帯別平等割 <u>ア又はイ</u>に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ<u>ア又はイ</u>に定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>イ</u>に掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額</p> | <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 世帯別平等割 <u>アからウ</u>までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ<u>アからウ</u>までに定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>イ又はウ</u>に掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の</p> |

イ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第13条の5の2 第13条の2に規定する世帯別平等割額は、第1号又は第2号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号又は第2号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第13条第1項第4号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)

第13条第1項第4号イに定めるところにより算定した額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第13条の6の6 一般被保険者に係る後期

数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ (略)

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第13条の5の2 第13条の2に規定する世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条第1項第4号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第13条第1項第4号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第13条第1項第4号ウに定めるところにより算定した額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第13条の6の6 一般被保険者に係る後期

高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第13条の6の11 第13条の6の7の世帯別平等割額は、第1号又は第2号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号又は第2号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第13条の6の6第1項第4号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）

第13条の6の6第1項第4号イに定めるところにより算定した額

高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ (略)

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第13条の6の11 第13条の6の7の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条の6の6第1項第4号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条の6の6第

1項第4号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条の6の6第1項第4号ウに定めるところにより算定した額

附 則

（平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

7 平成22年度から平成25年度までの各年度における第9条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

（延滞金の割合の特例）

9 当分の間、第21条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時

附 則

（平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

7 平成22年度から平成26年度までの各年度における第9条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

（延滞金の割合の特例）

9 当分の間、第21条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年

における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、高山市国民健康保険条例附則第9項の改正及び附則第3項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高山市国民健康保険条例の規定（附則第9項を除く。）は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の高山市国民健康保険条例附則第9項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。